

大学共同利用機関法人自然科学研究機構発注工事請負等契約要領

平成17年4月1日
機 構 長 決 定

(趣旨)

第1 大学共同利用機関法人自然科学研究機構において発注する工事，製造若しくは役務提供の請負契約又は物品の供給契約の取扱については，大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（平成16年自機規程第25号）及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構契約実施規則（平成16年自機規則第5号）その他の法令又はこれらに基づく特別の定めによるほか，文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令）を準用するとともに，この要領の定めるところによる。

(読替え)

第2 文部科学省発注工事請負等契約規則について，次の各号のとおり読み替えるものとする。

- 一 「国」，「国庫」及び「文部科学省」とあるのは，「大学共同利用機関法人自然科学研究機構」に読み替えるものとする。
- 二 「訓令」とあるのは，「要領」に読み替えるものとする。
- 三 「契約担当官等」とあるのは，「契約事務責任者」に読み替えるものとする。
- 四 第1条の「会計法（昭和22年法律第35号）」とあるのは，「大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（平成16年自機規程第25号。以下「会計規程」という。）及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構契約実施規則（平成16年自機規則第5号。以下「契約実施規則」という。）」に読み替えるものとする。
- 五 第2条の「会計法第29条の3第1項」とあるのは，「契約実施規則第2条」に読み替えるものとする。
- 六 第12条の「予決令第84条」とあるのは，「契約実施規則第22条」に読み替えるものとする。
- 七 第13条の「会計法第29条の6ただし書の規定により，予決令第84条に規定する契約」とあるのは，「契約実施規則第22条に規定する契約」に読み替えるものとする。
- 八 第14条の「予決令第84条に規定する契約」とあるのは，「契約実施規則第22条に規定する契約」に読み替えるものとする。
- 九 第15条の「予決令第100条の2第1項第1号の規定により契約書の作成を省略する場合にあっては，契約事務取扱規則第15条の規定による請書その他これに準ず

る書面」とあるのは、「契約実施規則第37条第1項の規定により契約書の作成を省略する場合にあっては、契約実施規則第37条第2項の規定による請書その他これに準ずる書面」に読み替えるものとする。

十 第15条の「会計法第29条の9第1項ただし書の規定」とあるのは、「契約実施規則第38条第1項ただし書の規定」と読み替えるものとする。

十一 第16条第1項第2号の「予決令第100条の4の規定により準用する同令第78条第1項第1号及び第2号に掲げる有価証券並びに契約事務取扱規則第16条第1号に規定する同規則第5条第1項各号に掲げるもののうち第1号から第3号までに掲げる有価証券」とあるのは、「政府の保証のある債権、銀行・農林中央金庫・商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が発行した債券、确实と認められる社債、若しくは、地方債」と読み替えるものとする。

十二 第16条第1項第4号の「予決令第100条の4の規定により準用する同令第78条第1項第3号並びに契約事務取扱規則第16条第1号に規定する同規則第5条第1項各号に掲げるもののうち第4号及び第5号に掲げる有価証券」とあるのは、「銀行又は确实と認められる金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手、若しくは、引き受け又は保証した手形」に読み替えるものとする。

十三 第三章の「製造請負契約」とあるのは、「製造請負契約及び役務請負契約」に読み替えるものとする。

十四 第25条の「(製造請負契約基準)」とあるのは、「(製造請負契約基準及び役務提供契約基準)」に読み替えるものとする。

十五 第25条第1項の「製造に関する請負契約（以下「製造請負契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第二号の製造請負契約基準（以下「製造請負契約基準」という。）とあるのは、「製造に関する請負契約（以下「製造請負契約」という。）又は役務提供に関する請負契約（以下「役務請負契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第二号の製造請負契約基準（以下「製造請負契約基準」という。）又は別記第二号の2の役務提供契約基準（以下「役務提供契約基準」という。）」に読み替えるものとする。

十六 第25条第2項の「製造請負契約基準」とあるのは、「製造請負契約基準又は役務提供契約基準」に読み替えるものとする。

十七 第26条の「製造請負契約」とあるのは、「製造請負契約又は役務請負契約」に読み替えるものとする。

十八 第26条第1項第1号の「請負に付する製造の表示」とあるのは、「請負に付する製造又は役務の表示」に読み替えるものとする。

十九 第26条第1項第3号の「製造の引渡場所」とあるのは、「製造の引渡場所又は

役務提供の場所」に読み替えるものとする。

二十 第26条第1項第6号の「製造完成期限」とあるのは、「製造完成期限又は役務完了期限」に読み替えるものとする。

二十一 第26条第1項第7号の「製造完成通知書の送付先」とあるのは、「製造完成通知書又は完了通知書の送付先」に読み替えるものとする。

二十二 第26条第1項第12号の「製造請負契約基準によるべき旨の表示」とあるのは、「製造請負契約基準又は役務提供契約基準によるべき旨の表示」に読み替えるものとする。

二十三 第26条第1項第15号の「その他製造請負契約に関し必要な事項」とあるのは、「その他製造請負契約又は役務請負契約に関し必要な事項」に読み替えるものとする。

二十四 第27条の「(製造費内訳書)」とあるのは、「(製造費内訳書又は経費内訳書)」に読み替えるものとする。

二十五 第27条の「製造請負契約」とあるのは、「製造請負契約又は役務請負契約」に読み替えるものとする。

(削除)

第3 文部科学省発注工事請負等契約規則について、次の各号のとおり条文を削除するものとする。

一 第16条第1項第5号の「契約事務取扱規則第16条第1号に規定する同規則第5条第1項各号に掲げるもののうち第6号に掲げる」は削除するものとする。

二 第16条第1項第6号の「契約事務取扱規則第16条第1号に規定する同規則第5条第1項各号に掲げるもののうち第7号に掲げる」は削除するものとする。

三 第16条第1項第7号の「契約事務取扱規則第16条第2号に掲げる」は削除するものとする。

四 第23条は削除するものとする。

五 第31条は削除するものとする。

六 別記第一号 工事請負契約基準第32第3項は削除するものとする。

七 別記第二号 製造請負契約基準第21第3項は削除するものとする。

八 別記第三号 物品供給契約基準第6第3項は削除するものとする。

九 別記各様式の「支出負担行為担当官」は削除するものとする。

(追加)

第4 文部科学省発注工事請負等契約規則について、次の各号のとおり条文を追加するものとする。

- 一 別記第一号 工事請負契約基準第43第1項第5号の次に、第6号として「当該契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。」及び、第7号として「当該契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。」を追加するものとする。
 - 二 別記第二号 製造請負契約基準第26第1項第4号の次に、第5号として「当該契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。」及び、第6号として「当該契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。」を追加するものとする。
 - 三 別記第三号 物品供給契約基準第11第1項第4号の次に、第5号として「当該契約に関し、供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に反し、又は供給者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者又は受注者が構成員である事業者団体に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。」及び、第6号として「当該契約に関し、供給者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。」を追加するものとする。
- 2 文部科学省発注工事請負等契約規則について、次のとおり別記を追加するものとする。
 - 一 役務提供契約基準（別記第二号の2）

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。